

それゆけ! ほむらくんの 実践防火講座!

第3回 消防訓練 (避難訓練・外国人等対応)

文:よしむら りょうた 絵:おぎの じゅんこ

今回は、火災に備えての消防訓練のうち、外国人来訪者や障がい者等が利用する施設における「避難訓練」の方法について説明します。



今回は
避難についての
説明ですね!



火災が発生した時、施設関係者はすべての在館者に対し、迅速な避難をさせる必要がある。それについて、総務省消防庁から、外国人来訪者等も安全に避難できる方法が示されたんだ。

今回は、二宮にある

「さんちか」でおこなわれた

消防訓練を参考に

説明しよう。



どんな方法が
あるんですか?



まず、日本語が通じない外国人来訪者に対しても理解しやすい避難誘導として、「フリップボード」があるぞ。

避難方向の矢印を書いたものや、「FIRE」など一目でわかるボードを使って避難誘導するんだ。



他にも
避難させる
方法は
ありますか？



最近では「**翻訳機能付き拡声器**」という話しかけた音声で別の言語に翻訳して、拡声する機能がある拡声器が販売されている。
写真の拡声器は、「**非常用多言語拡声装置**」といい、4カ国語で避難を促す緊急メッセージが内蔵されているんだ。
外国人来訪者が多い施設では特に役に立つぞ。

神戸空港では聴覚障がい者へ火災を知らせる設備として「**光警報装置**」が設置されている。
また、今後の有効なツールとして、広告や観光案内で使用されている「**デジタルサイネージ**」に火災表示をする方法や、「**スマートフォンアプリ**」との連動も検討されている。



リーフレット



光警報装置

避難で特に重要なことは、在館者に対し、危険が迫っていることを早く、正確に理解させることだ。

実は、自動火災報知設備の警報音が鳴っていても警報音のみでは積極的に避難する人は少ない。これからの避難訓練では、今回紹介した方法も参考にしてもらって、火災であることを早く知らせ、安全な場所に避難させてほしい。

ほむらくんの チェックポイント!!

【関係法令】

・消防法第8条の2の4

(避難上必要な施設等の管理)

・消防法施行令第4条の2の3

(避難上必要な施設等の管理を要する防火対象物)

【避難誘導の設備について】

・誘導灯・誘導標識(消防法施行令第26条)

・グリーンドア

(神戸市火災予防条例第49条の3)

【多言語化・視覚化に有効なツール】

・フリップボード

・翻訳機能付き拡声器

・光警報装置

・デジタルサイネージ

・タブレット・スマートフォンアプリ

・非常用の放送設備

【参考】

総務省消防庁のホームページでは外国人来訪者や障がい者等の安全な避難誘導に関するガイドラインが掲載されています。
ぜひご覧ください。

次回は
避難のうち、
高齢者施設等での
「水平避難」です。

